

日本科学者会議 京都支部ニュース

11月号 No. 501
2025年11月12日発行

〒604-0931京都市中京区二条通寺町東入榎木町95-3 延寿堂南館3階

Tel : 075-256-3132

E-mail : board@jsakyoto.sakura.ne.jp

URL : <https://jsakyoto.sakura.ne.jp/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

・・・・・ 目 次 ・・・・・

・治安維持法・京都学連事件100周年事業のご案内 「逆流に抗して、自由を求めた青年たち－治安維持国内適用第1号の『京都学連事件』100周年を問う」	2
・第2回 不登校・ひきこもり研究会（10/5）の報告（田中義和）	3
・『日本の科学者』10月読書会（10/21）報告 9月号特集「学問の自由と揺らぐ基盤」	4
・11.3憲法集会 in 京都に参加して（坂本宏）	7
・第1回日本科学者会議PFAS問題全国シンポジウム報告（左近拓男）	10
・外交、安全保障、憲法改正に関する自公と自維の連立政権合意書の違いについて（左近拓男）	11
・京都支部関連行事	14
・支部幹事会だより	16

＜2025年度会費、年内の納入にご協力ください＞

今年度会費の納入率は10月末現在、62.6%にとどまっています。例年よりも20ポイント程度下回っています。このままでは、年明けから（1月以降）の資金が枯渇します。

年内に今年度会費（一般会員：14,400円、特別会費会員：7,200円、家族割会員：4,200円、若手会員：4,200円）の納入にご協力くださるよう切にお願い申し上げます。未納の方には振込用紙を同封しておりますので、ご利用ください。過年度分の未納会費がある方は、あわせて納入いただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点につきましては、支部財政担当幹事・細川孝宛にメールでお尋ねください（Emailアドレスは、hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp）。（支部財政担当幹事）

『日本の科学者』送付の電子化に関するアンケート（詳細は9月号参照）
締切（10/29）を延長して引き続き実施しています。ご協力をお願いします。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScrodHAsajDnXRKOVetb0aOz7iZpniBVjGHbe5GbIXIs0NSqA/viewform?usp=header>



治安維持法・京都学連事件 100 周年事業のご案内

逆流に抗して、自由を求めた青年たち—

治安維持法国内適用第1号の「京都学連事件」100周年を問う

2025年は治安維持法が施行されて100年目の節目に当たります。国民の自由を大きく制限したこの法により、各地で働く若者や大学生への苛烈な弾圧が行われました。

「スパイ防止法」の立法化が現実味を帯びつつある現在、かつての事件を振り返りつつ、今後に生かすべく、下記のような内容でシンポジウムをひらきます！

とき 2025年12月13日 13時～16時30分

会場 立命館大学朱雀キャンパス (JR二条駅近く)

内 容

- ① 基調報告：勝村 誠 立命館大学政策学部教授

② 国境を越えたエスペランチスト・長谷川テル：西田 千津
奈良・長谷川テル顕彰の会推進委員

③ 淡徳三郎の「フランス人民戦線」などの通信活動：佐藤 和夫
京都の民主運動史を語る会世話人

④ 反ファッショの学生運動：広川 穎秀 大阪公立大学名誉教授

⑤ 大学自治の現在と学術会議の危機：科学者会議京都支部

司会・コーディネーター／井口 和起（事業実行委員会呼びかけ人）

■会費 資料代500円 ZOOMと対面のハイブリッド形式で

ZOOM 参加を希望される方は、下記のアドレスに

- ①お名前 ②所属先 ③電話 ④あなたの
メールアドレスをお知らせください

mizuki@cream.plala.or.jp

問い合わせは、実行委員会事務局 井手まで

京都学連事件・治安維持法100周年事業実行委員会



第2回 不登校・ひきこもり研究会(10/4)の報告

2025年10月4日(土), 京都市下京いきいき市民活動センターで表記研究会がZOOM併用で開催された. これは, 『日本の科学者』8月号特集「社会的ひきこもり, 登校拒否・不登校の今日的課題と展望」の特集論文: 明田川知美「不登校支援としての『多様な学び』とリスクの個人化ー不登校の子をもつ親の会の実践から」について, 論文著者参加の下, 論文合評会の形で行われた. 会場参加5名, ZOOM参加5名であった.

明田川報告

① 不登校が生み出される学校教育の現実から, 公教育に大きな期待は出来ない. 学校復帰に限定しない, フリースクールなどの多様な選択肢が必要. 今の時代は学校に行かなくても立派な大人になれる. 大人が出来る事は, 支援の受け皿を増やすこと, 選択肢を整えて待つことである. 支援があつてもつながらないでゆっくり休むことが必要な場合もある.

② 不登校の問題が家庭に押し付けられ, 母親に負担が集中している. 母親がサンドバッグに. ジェンダーの問題として捉えるべき.

指定討論

田中義和氏は, ひきこもり家族会の実践を踏まえ, 不登校でも子どもだけでなく, 家族への支援が必要. 負担が母親に集中する問題もその中で取り組まれる必要がある.

森下博氏からは, 不登校の受け皿として, 地域の退職教員などで始めた「ゆったりカフェ」の実践が紹介され, 地域での受け皿の必要性について提起された.

討論

・学校以外の多様な選択肢の必要性については, おおむね共通理解が得られた. 多様な選択肢については, フリースクールだけでなく, ホームスクールなど実践を踏まえて検討していく.

・フリースクールなどの先進的な実践の成果

を公教育にも広げていく. フリースクールなどボランティア精神で支えられており, 公的資金投入が必要だが, 法制化するまでの検討課題も多い.

・義務教育終了後の不登校経験者の受け皿として通信制高校が役割を果たしているが, その教育内容はどうなっているか. 不登校経験者に適切な支援がなされているか. 10代後半に適切な支援が届かずひきこもりに移行していくケースも少なくない.

・学校に期待できない現実はあるが, 学校はやはり重要. 少しでも変えていく努力が必要. 教育改革には理念が必要だが, 議論が教育技術に偏っている. 教員養成教育の見直しも課題の一つではないか.

・親自身も子どもに登校を強要し, 自分自身の子育てを過度に責め, パニックに陥る.

親自身そこから抜け出すには価値観の変革が必要. 同じ経験を持つ親同士の交流, 家族会の果たす役割が重要か.

・デンマークの知識注入型学校教育の改革, フランスの「子ども・家庭まるごと支援」の福祉などに学ぶ必要がある. 森下博氏からは, 不登校の受け皿として, 地域の退職教員などで始めた「ゆったりカフェ」の実践が紹介され, 地域での受け皿の必要性について提起された.

(報告:田中義和)

『日本の科学者』10月読書会(10/21)の報告 9月号特集「学問の自由と揺らぐ基盤」

読書会はオンラインで開催され(4名参加), 特集論文3編が取り上げられた. そのうちの2編の報告を取り上げる. 当日は, 井原聰“軍拡・経済安保と学問の自由ーすでに始まっている学問の自由の破壊”についての報告もあったが, ここでは割愛する.

広渡清吾 “「日本学術会議法」案 (2025年3月7日閣議決定)と学問の自由” (報告:左近拓男)

2020年10月の学術会議会員候補者6名の任命拒否に端を発した政府による日本学術会議への介入は, 1948年制定の日本学術会議法を廃止し, 日本学術会議を国の機関から政府が監督する特殊法人に組織変更する政府法案を国会に提出するところにまで至った. この論文では, 日本学術会議の歴史的意義と使命を確認し, これを顧みず政府を利する科学者組織を作ろうとする法案の問題性を明らかにし, 日本学術会議の社会的存立の必要性を説いている. ここでは, 第3章の“「日本学術会議法」案の問題性”を中心に概説する.

新たに設立する法人制度によって科学者を拘束的な監督システムの枠組みに押し込み, この枠組みを通じて機能する科学者組織を作ることである. その機能は, もはや科学者の独立性と自主性に基づけられるものではなく, 監督者(主務官庁の長としての内閣総理大臣)の方向づけへの同調を利するものとなる. 新法案の発端は, 菅義偉元首相による会員候補者6名の任命拒否である(2020年10月). 任命拒否に対する国会と社会の批判をかわす意図から, また任命拒否を学術会議改革のきっかけにすることを企図し, 菅元首相は

トラブルの元と印象づけて学術会議の改革の必要性を言い出し, 早速に自民党はプロジェクトチームによる「日本学術会議の改革に向けた提言」を公表した(2020年12月).

この提言は, その後, 2023年8月に設置される「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」の最終報告(2024年12月)およびこれに基づいて作成された今回の法案の核心を先取り的に明示した. <内閣総理大臣による任命拒否を二度と許さないために国の機関でなくすこと, 法人化こそが学術会議の独立性を確保する道である>という趣旨である. 岸田政権の骨太の方針の中に法人化方針を明記した. 任命拒否の狙いは2017年3月に学術会議が発表した「軍事的安全保障研究に関する声明」に行き着く. 声明は, 同公募研究のはらむ問題を憲法23条「学問の自由」の侵害可能性(研究成果の公開性の制限, 研究過程に資金提供者が関与する可能性など)として捉えて, 科学者コミュニティに注意喚起を行うものであった. 当時の安倍政権にとっては, 「軍事を政治の中心に押し出す大方針に学術会議が障害物」と認知されたと推測しうる. 任命拒否は, 安倍官邸で準備されたのである.

今回の法案の問題点: 第1に, 有識者懇談会「最終報告」および法案作成者(内閣府)は, 「法人化」の決定的理由として「任命拒否を繰り返さないため」「独立性を確保するため」を強調する. しかし, 彼らは任命拒

否の不当性を棚上げにしている。第2に、法案によれば、学術会議は特殊法人として政府によって設立される。政府が設立する特殊法人とは、政府が企画する事業につき、その事業を効率的、企業経営的に行わせるべく、国の機関ではなく、政府設立の法人に担わせるものである。しかし、学術会議が日本の科学者の代表機関として政府、社会・市民および科学者コミュニティに対して独立に自主的に行う科学的助言は、決して政府の事業でなく、科学者の総意の下に遂行される科学者の責務である。法案による法人化の制度設計は、学術会議の責務と根本的に相容れない。第3に、具体的に法案は、現行学術会議の自治的運営機構を解体し、新たな学術会議を法人の主務官庁である内閣府の長たる内閣総理大臣の監督の下に置く。現行学術会議法において内閣総理大臣は、所轄の長の地位、任命・辞職・退職に係る形式的任免権に関して5ヵ所で現れるにすぎない。一方、法案では、50ヵ所近くに顔をだす。法案は、学術会議「管理法」であり、内閣総理大臣のキャリア・アップ法である。法案は、総会の役割を維持するが、3部制をとらず、連携会員制も規定していない。幹事会の代わりに会長と副会長および会長の指名する会員によって構成する役員会が日常的な運営機関となる。この体制は、現行体制と異なるトップダウン制である。運営には、現行学術会議法にない、外部委員によって構成される会員候補者選定助言委員会および運営助言委員会が法定される。内閣総理大臣による学術会議管理は、内閣府に設置される内閣総理大臣任命の日本学術会議評価委員会が、学術会議の定める6年間の「中期的な計画」およびそれを踏まえた「年度計画」に基づいて自己点検・自己評価を行わせるシステムが基本である評価委員会は、入口において中期的な計画作成に際して意見を述べ、かつ、出

口において年度ごとに学術会議から自己点検評価書を提出させ、評価委員会は意見を述べることができる。意見は、内閣総理大臣に遅滞なく通知される。学術会議は評価委員会の意見を次期の点検評価の方法改善に反映させなければならない。このやり方は国立大学法人の点検・評価システムと酷似する監視システムである。監事は、学術会議の業務および財務について監査権限を持つ、学術会議における内閣総理大臣の代官である。このように、新法案が施行されれば学術会議の運営や活動を政府が厳重に監視することとなり、活動の萎縮が懸念される。従来の法では、第4条と第5条に政府からの諮問を受けて答申し、他方で自主的選択により政府に勧告することができ、政府と学術会議は学術領域について対等に議論しあう関係が設定され、第3章により、このような職務は政府とは独立して行うことが保障されている。これらの条項により保障されている科学者の代表機関としての活動はできなくなり、政府御用達の政策に沿った科学・技術政策の代弁者に陥る恐れがある。論文の最後の章では、学問の自由によって紡ぎ出される科学的知識は、科学者の社会的責任を組織化した学術会議の俯瞰的・総合的視点による科学的助言によって、市民社会の意思形成につながる。

学術会議本部では毎月のように科学に関するフォーラムや講演会を開催している。平和で健康な生活に寄与する方策や提言を我々市民に提示し続けてほしい。

隱岐さや香 “国際的な「学問の自由」の危機—新自由主義的権威主義がアカデミーと大学を圧迫する”（報告：清水民子）

1 「学問の自由度」の定量的指標化と国際比較

本論文ではドイツのエアランゲン大学に

設置された V-Dem研究所(Varieties of Democracy Institute, 2017～)による「学問の自由度指数」(Academic Freedom Index =AFI, 0～1評定, 全世界2000名の評定者による)を用いた時代比較と国際比較の分析が紹介されている。評価基準は(1)研究と教育の自由, (2)学術的交流と普及, (3)組織自治, (4)キャンパスの政治的安全性, (5)学術的・文化的表現。近年の評定対象は179か国に上るが, 本論では155か国の1960～2022年を比較考察したLerchら(2023)により, 冷戦崩壊後上昇してきた自由度が2010年より逆転し, 近年は冷戦期に近づく下落であるという。東アジアでは香港・インドの下落が指摘されている。日本は0.76(2024年度)だが, 2020年度(任命拒否の起きた)は0.60であったという。

2 新自由主義的権威主義と「学問の自由」への圧迫

2010年代の低下については, 市場原理主義的な政権の誕生による「学問の自由」への圧迫ととらえる。「学問の自由」の脅威には「対政府」(政府の統制), 「対市場」(市場との関係, 1980年代英国のサッチャー政権による大学自体を企業体ととらえてのNew Public Managementの事例=トップダウンで意思決定, 産学連携推奨, 説明責任, 評価機構導入), 「対市民」(市民参加の望ましさの一方, 極右的介入=ハンガリーでジェンダー研究分野が閉鎖に追い込まれた事例などもある)。

3 権威主義政体によるアカデミー介入

個人の自由としての学問の自由とともに重視すべき大学等の組織的自治・機関的な学問の自由はアカデミーへの政権の介入によって侵害される。先行研究は十分おこなわれていないが, トルコにおける政府介入とアカデミーの分裂やロシア, ハンガリー, ポーランドにおけるアカデミー改革の事例が紹介されている。

2010年代以降のAFI低下要因については事例から新自由主義的な政策の進行した地域において権威主義的な政体が力をもち, 「学問の自由」の低下が起きたと見られる。日本では市民運動の盛り上がり(1990年代からは右派)や保守系メディアの紙媒体・オンラインによる研究者攻撃により委縮がはかられ, 市場を強く意識した大学改革も見られる。

日本学術会議の会員選考方式の変更(80年代, 2000年代初頭)から2020人事介入, 本年の改革への経過は他国との異同も含め, 改めて検証・考察されるべきである。

討論 AFIの最新データが提示され, 中国の低位などが注目された。参加者の研究交流の体験からは中国の研究者がそれほど強い統制を受けているとは思えないなどの意見があった。AFIの高さと研究の成果・業績との連関を知りたいとの声もあった(この視点での分析は本論では主眼としていない。別情報ではAFIの高い国が高い研究成果を生むというわけではなく, 成果は学術予算によるという)。

11.3 憲法集会 in 京都に参加して

坂本宏

11月3日文化の日に円山公園音楽堂で「生かそう憲法 守ろう9条 11.3 憲法集会 in 京都」が開催されました。午前中に激しい雨が降ったのですが、午後になってよく晴れました。司会進行は京教組書記長の女性と平和ゼミナールに参加する中学生(!)が務めました。京都9条の会世話人の長谷川さんの挨拶の後、各党代表がメッセージ。高市政権の危険性とせい弱性を皆さんが語られていました。

講演は朝日新聞編集委員の高橋純子氏。サンデーモーニングにも出演されている方です。「戦後・被爆80年 戦争しないさせない 憲法生かして平和をつくる」というタイトルでお話をされました。以下、ニュアンスを伝えたいので文体が変わりますが講演内容です。ユーモアを交えて熱く語られました。

最初に、心の恩師と仰ぐ哲学者の鶴見俊輔氏をあげ、京都9条の会発足の集いで彼が語った言葉から「勇ましい声で語るのではなく、自らの蛸壺の中から9条の理想に向かって声を出し続けたい」という一節を引用して、我々も蛸壺の中からどういう声を上げていくべきか、この場で話したい。2000年政治部に配属された頃、自民党では憲法改定私案が議論されており、朝日新聞としてその動きをウォッチする企画チームが発足。自分も一員となる。自民党憲法調査会に「憲法改定プロジェクト」を傍聴して驚いた。議員らの発言:「多くの国民は自由を求めているようでいながら、

実は自由から逃れたいと思っている。このように考えると幸せになれるんだということを国に規定してほしいと願望している。」どうしたらこんな発想になるのだろう。この程度の発想の人たちが憲法を変える議論をしている。居酒屋談義じゃない。しっかり勉強してもらわなければ困ると思った。

なぜ彼らは憲法改正を唱えるか。ある社会学者によると、以前は押しつけ憲法ではなく自主憲法制定が必要と言っていたが、今は一定豊かになり、イデオロギー対立も激しくない、括弧付き平和になった。では政治家は何をやればいいのか。アイデンティティクライシス。憲法改正が自分探し～日本人探しと結合した。それから20年、「愛国心はならず者の最後の砦」のように、「憲法改正は落ち目の政治家の最後の砦」。今本当に政治家がやらなければならないことは物価高で困窮する人々を救済するセーフティーネットの整備。細かい仕事が出来ない政治家が「憲法改正言う俺イケでない？」。憲法はあなたがロマンを語る道具ではない。あなたたち権力者を縛るもの。軽々しく憲法改正を議論していることに憤りを感じる。憲法のどこが今差し支えになっているのか、変えなければどうしてもうまくいかないことがあるのか。そういう議論が全くない中、憲法改正が自己目的化している。最後は、改正は多数決で決めればよいなどという議論はまったく許されない。憲法によって縛られる側が勝手に変えていいはずがない。

では憲法とは一体何か。早稲田大学の長谷部恭男氏によると、大日本帝国憲法が描く国家像は「企業体国家」であり、企業のトップが目標を立て、社員がそれに向かって努力するように、天皇のために国民が努力する。場合によっては命まで捧げる。それに対し、新憲法は「広場の憲法」、一定の規律を定め、後はそれを守る限り、国民は何をしようと自由である。広場としての国家を定めている。高市早苗氏には企業体国家への憧憬があるのではないか。彼女は教育勅語大好き人間と自称している。安倍元首相のコピーとも言われる彼女の目指すのは上意下達の企業体国家。官邸の機能を強化し、国会の議論はないがしろにする。しかし安部氏の時代とは違う。小数与党体制では本来国会の熟議なしには進まない。高市氏はどうやって行くのか見物だ。日本維新の会と連立を組むが、そこでもはつきり憲法改正に前のめりになっている。ではどこからやるか。緊急事態条項の導入と9条への自衛隊の明記。世論の抵抗が少ないところから。しかし自民党の改憲草案のほうが高市氏の理想に近い。そこでは9条2項を削除、代わりに自衛権～国防軍を明記する。自民党が野党時代につくったものであり思い切った書きぶりになっているが、取り下げたわけではなく、今でもホームページに掲載されている。読んでみて欲しいが、ここまで改悪できるのかと驚く代物。9条以外でも例えば12条、自由と権利について「公共の福祉」のために利用するとあるところを、「公益および公の秩序」と書き換える。また、自由と権利には「責任と義務が伴う」と書き足す。13条、「個人として尊重

される」を「人として尊重される」に書き直す。草案の底流には人権の制圧がある。同ページのQ&Aには「個人が人権を主張するとき社会生活に迷惑をかけてはならない」「人権規定も我が国の歴史文化伝統を踏まえる」つまり人権は公の秩序を犯さない範囲で認められる。21条表現の自由も「公の秩序・公益を害することを目的とする活動、それを行う結社は認められない」～それを誰が決めるのか。24条婚姻にも「家族は互いに助け合わなければならない」を追加。97条「基本的人権は犯すことの出来ない永久の権利」、先の大戦の経験から得られた最も重要な項目であるが草案では全面削除の暴挙。

ここまでひどいものが通るわけはない太高をくくるわけにはいかない。自民党もアップデートしている。表現の自由に関して言えば高市氏は、児童ポルノは公の秩序に反しているから憲法を改正し禁止規定を設けるべきだと主張する。そんなものは各法で規制すればよいものだが、規制を望む人は、「そうか、憲法を変えればいいのか」と思う。改憲の理屈をいろいろと作り出していく。こういうところは警戒しなければならない。「国際情勢が変化したら憲法改正しなければならない」といった言説を政治家は振りまいている。それに対して、そうではない、個別法で対応できる、今すぐやれ、それが君たちの仕事だと、常に言っていかなければならない。

このような状況に私たちはどう対抗していくべきよいのか。今私には解がない。解がない以上、模索し、失敗し、血を流しながらこういう状況に対抗していかなければならない。前述した鶴見氏は、戦争反対を

訴えるとき、大きな理念の旗を掲げるとかではなく、熱いものに触ったとき「あつっ」というような反射が大事だと。彼は先の大戦では負けることが分かっていたが、反対の声を上げることが出来なかつた。そういう自分自身への絶望感をぬぐうことが出来なかつた。それは勇気がなかつたからでも、怠けたからでもなく、肉体の反射がなかつたからだと。その肉体の反射とは、昨年暮れの韓国の戒厳令では、市民が外出禁止令を無視して国会に集まり、軍の突入を阻止した。まさにこれが反射。日本ではどうであろうか。「ルールは守らなければならない」「戒厳令だと外出してはいけないんでは?」ネット検索しながら「いいのかな」と迷っている間に国会が占拠されてしまうのではないか。そういう反射が出来ているか。万が一の時に自分の体が動くようになっているか。「右向け右!」と言われてすぐに右を向いてしまう。車がまったく来なくても赤信号は守る。そういう風に漫然と生きていると反射はさび付く。鶴見氏は、憲法に付随するあらゆる法律を守ることでは憲法は守れないと述べている。逆説的だが深い言葉だ。人間の本性に根ざしたところから反射を作り出していく。反射を持つように日々を生きていくことが大事だと思う。「今日のように休みをつぶして集まつても、なかなか運動が広がらないのはなぜなのだ。」「日本人は馬鹿になつてゐるのでは」と言いたくなるのは分かるが、運動を狭くしていってはだめだ。彼はまた「思想は柔らかく握る」とも言っている。打

ち落とされたら手放し、素早く握り直す。鶴見氏の「流れに抗して」の一節。進々堂先代社長続木満那氏の社内報の記事。戦時中中国で捕虜の中国人を銃剣で刺し殺すことを命ぜられ、悩んだ末刺すことをせず激しく虐待された。(詳細はあまりに残酷なのでここでは省略) これは敗北主義だなどの見方もあるが、鶴見氏は当時として大きな働きかけの効果があつたとみる。中隊の兵士らはその様子を見た。それらは語り伝わつたであろう。人間にそれ以上の行動を要求し、それが出来ないからだめだという考え方は、その思想が壊れたとき大きな逆の効果を生む。これからデモに出るが、市民の冷たい目線を感じことがあるかもしれない。私も朝日新聞に記事を書いて無力感にとらわれることもある。でもまったく無意味ではない。今すぐここで私たちの希望が叶わなくても、きっと私たちを見ている人がいる。私たちの後に続く人たちがいると信じて行動していくしかない。この憲法を後世に受け渡していくため頑張りましょう。

講演に続いて京都鬼剣舞の勇壮な演技の後、いのちの砦裁判原告団の皆さん、京都・祝園ミサイル弾薬庫問題を考える住民ネットワークの皆さんがそれぞれ横断幕を掲げ、力強い挨拶をされました。集会の最後に集会アピールを採択し、京都市役所までの行進「憲法ウォーク」に出発しました。集会参加者数は 1,600 名でした。

日本科学者会議 PFAS 問題研究委員会主催の表記シンポジウムが、11月9日(日)9:00 ~ 17:00, ZOOMによるオンライン開催された。

本シンポジウムでは、全国各地で公害問題となっているPFAS(有機フッ素化合物)による水道水、地下水、河川水、血液などの汚染について詳細な報告がなされた。150 名の参加があった。

本シンポジウムの講演内容の詳細については下記 URL または QR コードの
予稿集をご覧ください：

[https://drive.google.com/file/d/1F7pBuiWBerdUPNoKQjGNdGMPXJZm_Xu4/
view?usp=sharing](https://drive.google.com/file/d/1F7pBuiWBerdUPNoKQjGNdGMPXJZm_Xu4/view?usp=sharing)



基調講演

・小泉昭夫・京都大学名誉教授「吉備中央町 PFAS に関する健康影響評価の暫定結果報告の問題点: 住民による登録研究の可能性」

血液検査を含む健康調査の結果の検証には疫学的手法が大切であるが、その疫学研究の報告の質を評価する研究者や雑誌の編集者が中心となり 22 項目からなるガイドライン(STROBE 声明)が定められている。さらに、米国の化学会社が行なっている第3者による点検を取り入れた Good Laboratory Practice (GLP) 評価も合わせて行うことで報告の質が向上することを指摘された。

・原田浩二・京都府立大学教授「PFAS による環境汚染の事例と今後の課題」

PFOS, PFOA は土壤などに残留し、また、地下水の PFAS 汚染は広がりやすく、中長期的な動きを把握する必要がある。PFAS 使用の履歴、汚染の可能性が高い施設の特定と調査(地下水、土壤含む)が必要である。PFAS 汚染とそこからの曝露は複数の経路があり、食事によるものがベースとして他の曝露が加わる。水以外についても食物も調査対象にして、リスク管理をする必要がある。

一般発表では、全国各地の PFAS ならびに関連物質の汚染状況についての報告があつた。

・金谷邦夫(大阪PFAS汚染と健康を守る会)「ダイキン現場労働者にみられた間質性肺炎～PFOA粉塵吸入が関与？」

・丸尾牧(兵庫県議会議員)「兵庫県明石川のPFAS 汚染調査と宝塚市民血液検査結果」

・安富政治(京都府あやべPFAS 汚染から健康を守る会準備会)「産業廃棄物管理型最終処分場からの高濃度PFAS流出」

・近藤正(秋田県立大学生物資源学部・秋田支部)「秋田市とその周辺にある産業廃棄物処分場からの PFAS 流出」

・笛嶋貞子(秋田県大館市PFASと市民の健康を考える会)「河川の PFAS 汚染対策を求めて」

・畠明郎(元大阪市立大学教授・滋賀支部)「京都府と滋賀県のPFAS汚染」

・松岡 武夫(四日市公災害市民ネット・三重支部)「三重県四日市の PFAS 問題と公害の教訓」

・鈴木孝雄(清水 PFAS 問題を考える会連絡会)「静岡市清水区 PFOA の現在、過去、未来」

- ・今尾明美(PFAS汚染からいのちと水を守る各務原市民の会)「岐阜県各務原市における2回目の血液検査結果と現状」
- ・長岡 ゆりこ(大阪PFAS汚染と健康を考える会)「大阪 PFAS 汚染と健康を考える会の活動・運動」
- ・和田壮平(ダイキン公害問題を考える会)「公害行政の進歩と退化: ダイキンPFOA問題に対する公害調停の取り組み」
- ・小橋かおる(有害物質に関する人権擁護者/HR Defender on Toxics)「『ビジネスと人権』から考える企業由来のPFAS汚染: 汚染事業者の責任とは?」

小橋氏は、「ビジネスと人権に関する指導原則」について紹介された。2011年6月、国連人権理事会において全会一致で支持された。第一の柱では、国家に対し人権を保護する義務を示し、第二の柱では、企業に対し人権を尊重する責任として、自らの事業活動に関連して人権を侵害しない(負の影響を与えない)ために、人権方針の策定と人権デュー・ディリジェンス(企業などに要求

される当然に実施すべき注意義務および努力)の実施を求め、第三の柱では、国家と企業に対し、被害者が救済にアクセスできるメカニズムの構築を求めていた。国際社会では「環境と人権」が注目されている。2023年より施行のドイツ「サプライチェーン法」では、企業に対して、人権や環境に関連するリスク分析や、具体的なリスクが確認された場合には是正措置を講じる義務を課している。また、人権デュー・ディリジェンスを行う対象範囲については、人権を侵害する環境破壊(安全な飲料水へのアクセスなど)のほか、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」などが含まれる。日本においても、環境汚染を引き起こした企業は、汚染事業者として、周辺住民をはじめステークホルダーに含まれる「人権擁護者」(住民のために正当に問題を提起する個人、弁護士やNGO)との協議、対話、情報提供を持続的に続けていくことを出発点とし、そこから是正、救済へと向かうプロセスを構築する責任があることを指摘された。(報告:左近拓男)

外交、安全保障、憲法改正に関する自公と自維の連立政権合意書の違い 左近拓男

ここに、これまで連立政権を組んできた自民・公明と、新しく連立を組む自民・維新の連立政権合意書について、外交、安全保障、憲法改正に関する項目について記載した。自公の合意書は極めてシンプルではあるが、「多国間協調、ルールに基づく国際秩序の維持・強化」、「軍縮・不拡散、平和構築などを主導し、国際社会の平和と安定を脅かす様々な課題の解決に積極的に取り組む」といった国際関係や

平和の維持に努める意思が感じられる。一方、自維の合意書は、「男系皇族の維持」に始まり、9条や緊急事態条項に関する「憲法改定」、「軍事的抑止力の強化」、「自衛隊の一元的指揮統制の強化」といった強硬政策を実行することを明記した。「防衛装備移転三原則の運用指針」の5類型の撤廃では、防衛産業にかかる国営工廠(こうしうう)および国有施設民間操業に関する施策を推進するとある。

両者の合意書を比較すると、「強化」の方向性の違いが明確であることが分かる。自公のほうは諸外国との連携を強化し、国際社会の平和と安定に取り組むとしているが、自維は憲法改正に意欲的であり、防衛政策の「強化」に関しては長射程ミサイルの配備や次世代潜水艦の保有も言及している。国営工廠といったきな臭い文言も並んでおり、自公の国際秩序の強化とは明らかに異なる方針である。長年築

いてきた民間レベルでの産業協力や人的交流、平和外交による日本の信頼が一気に崩れ去る懸念がある。公明党は自民党のブレーキ役として重役を担ってきたと考えられるが、これからの中・維新では両方ともベタ踏みのフルスロットルで軍拡路線に進んでいくことになりかねない、と私は考える。日本がアジアから孤立しないか憂慮する。

自民・公明連立政権合意書 2024年10月1日

＜外交・安全保障＞

○戦後80年に向け、自由・民主主義・人権・法の支配などの基本的価値を共有する国々と連携を強化することで、多国間協調、ルールに基づく国際秩序の維持・強化などに取り組むとともに、唯一の被爆国である日本が、軍縮・不拡散、平和構築などを主導し、国際社会の平和と安定を脅かす様々な課題の解決に積極的に取り組む。

○国民の生命と財産、平和な暮らしを守るために、日米同盟の抑止力・対処力の向上、すき間のない安全保障体制の構築に取り組むとともに防衛力の抜本的な強化を進める。

○国際社会との連携を強化し、北朝鮮による拉致問題と、核・ミサイル問題の解決に向けた取組みを進める。

＜憲法改正＞

○衆議院・参議院の憲法審査会の審議を活性化することにより、憲法改正に向けた国民的議論を深め、世論の合意形成をめざす。

自民・維新連立政権合意書 2025年10月20日

三、皇室・憲法改正・家族制度など

▽古来例外なく男系継承が維持されてきたことの重みを踏まえ、現状の継承順位を変更しないことを前提とし、安定的な皇位継承のため、皇室の歴史に整合的かつ現実的である「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする」案を第一優先として、26年通常国会における皇室典範の改正を目指す。

▽日本維新の会の提言「21世紀の国防構想と憲法改正」を踏まえ、憲法9条改正に関する両党の条文起草協議会を設置する。設置時期は、25年臨時国会中とする。

▽緊急事態条項（国会機能維持および緊急政令）について憲法改正を実現すべく、25

年臨時国会中に両院の条文起草協議会を設置し、26年度中に条文案の国会提出を目指す。

▽可及的速やかに、衆参両院の憲法審査会に条文起草委員会を常設する。

▽憲法改正の発議のために整備が必要な制度(例=国民投票広報協議会の組織および所掌事務などにかかる組織法ならびにCM規制およびネット規制などにかかる作用法など)について制度設計を行う。

▽戸籍制度および同一戸籍・同一氏の原則を維持しながら、社会生活のあらゆる場面で旧姓使用に法的効力を与える制度を創設する。そのために、旧姓の通称使用の法制化法案を26年通常国会に提出し、成立を目指す

▽26年通常国会において、「日本国国章損壊罪」を制定し、「外国国章損壊罪」のみ存在する矛盾を是正する。

四、外交・安全保障

▽戦後最も厳しく複雑な戦略環境の変化に伴い、戦略3文書を前倒しで改定する。

▽国際社会における平和を構築する新たな外交手段を涵養(かんよう)する観点から、25年度中に、外務省に和平調停にかかる部署を創設する。

▽わが国の抑止力の大幅な強化を行うため、スタンド・オフ防衛能力の整備を加速化する観点から、反撃能力を持つ長射程ミサイルなどの整備および陸上展開先の着実な進展を行うと同時に、長射程のミサイルを搭載し長距離・長期間の移動や潜航を可能とする次世代の動力を活用したVLS搭載潜水艦の保有にかかる政策を推進する。

▽自衛隊の運用にかかる組織の効率化および統合作戦司令部の一元的指揮統制の強化のため、自衛隊の区域統合および中間結節点の簡素化などを着実に実施する。

▽防衛生産・技術基盤を強化する観点から、26年通常国会において「防衛装備移転三原則の運用指針」の5類型を撤廃し、防衛産業にかかる国営工廠(こうしょう)および国有施設民間操業に関する施策を推進する。

▽自衛官の採用状況に関する深刻な情勢に対する危機感と、処遇改善を含む人的基盤の抜本的強化、自衛官の自衛官たる矜持(きょうじ)を向上するための施策の必要性を共有し、現下の状況を打破するための抜本的な改革を目指して、自衛官の恩給制度の創設を検討する。また、現在の自衛隊の「階級」「服制」および「職種」などの国際標準化を26年度中に実行する。

京都支部関連行事

1. 第195回 科学カフェ京都 定例会

日時:11月15日(日)14:00~

場所:京都大学 理学部 セミナーhaus

話題:『湯川秀樹旧宅の京都大学への移管と現状について』

提供:岡田知弘 先生 京都橘大学・学長(専門:経済学・地域経済学)

招聘:坂本理事

要旨:私は、偶然の縁から、湯川家からの依頼にもとづき、湯川秀樹博士の終の棲家となった下鴨泉川町の旧宅を、「湯川秀樹旧宅の保存と活用を願う市民の会」の代表として京都大学に移管する取り組みに関わることになった。すでに建物については、長谷工コーポレーションの手によって修築され、京都大学に移管され「下鴨休影荘」として一部利用されている。併せて、旧宅には、多くの史資料が残されており、市民の会として、それらの分別を行った上、しかるべき史資料の仮目録をつくり、京都大学に寄贈する作業も行った。本講演では、その経緯とともに、旧宅に残されていた史資料を大きく区分しながら、特徴的な資料に関わるエピソード、さらに今後の課題などについて私見を述べてみたい。

2. JSA院生・若手交流企画 ウトロ平和記念館ツアー

日時:11月22日(土)

主催:JSA京都支部・院生有志(2名)

JSA院生・若手交流企画として、11/22(土)に「ウトロ平和記念館ツアー」を開催します。ウトロ地区の成り立ちや、差別と共生の歴史、保存運動の軌跡に触れ、次世代の研究・実践に活かす視座を共有します。見学後は参加者同士の交流タイムも予定しています。関心のある院生・若手のみなさんのご参加をお待ちしています。

*集合:12:30／近鉄京都線京都駅改札前

*経路:京都駅→伊勢田駅→徒歩

*参加費:無料 ※入館料(一般500円)・交通費は各自負担

*対象:院生・若手研究者(分野不問)

*目的地:ウトロ平和記念館(公式)<https://www.utoro.jp/>

*参加方法:先着10名、事前申し込み制(申し込みフォーム:<https://forms.gle/GDcmjvz8wE2V6qCW7>)

*備考:歩きやすい服装でご参加ください。体調不良の方は参加をご遠慮ください。

3. 京都支部11月読書会(ZOOM)

日時:11月25日(火)15:30～17:45

日本の科学者2025年10月号「科学リテラシーを育む理科教育」

担当:岩間論文(政宗)／木村・新井論文(坂本)／坂口論文(左近)

<https://us06web.zoom.us/j/83033556081?pwd=XKrFtM8Z9MQjkzocnatLbFasvGbtCy.1>

ミーティング ID: 830 3355 6081

パスコード: 949965

4. 第23回東京科学シンポジウム

理性と希望の平和な時代を拓く—理性的ルールにもとづいた社会をめざして—
日時: 2025年12月6日(土)～7日(日)

会場:中央大学多摩キャンパス(八王子市)

内容:立命館大学朱雀キャンパス(JR二条駅近く)

12月6日(土)午後 特別報告

1. 早尾貴紀さん(東京経済大学教授)

「パレスチナ・イスラエル問題をどうみるか」(仮)

2. (現在交渉中)

「国連の難民支援や紛争処理からみた世界」(仮)

特別報告はオンライン配信予定

参加登録はこちらから: <https://forms.gle/vGJFShisnzFePggW9>

主催:日本科学者会議東京支部

(登録いただいた方に後日、参加(接続)方法等の案内が東京支部より送られるとのこと)

5. 治安維持法・京都学連事件100周年共同シンポジウム

日時: 2025年12月13日(土)13:00～17:00

会場:立命館大学朱雀キャンパス(JR二条駅近く)

講演・報告:◎京都学連事件について

①国境を越えたエスペランティスト・長谷川テル(奈良)

②淡徳三郎の「フランス人民戦線」などの通信活動(京都)

③反ファッショの学生運動・大阪商大事件(大阪)

④大学の自治の現在と学術会議の危機(日本科学者会議京都支部*)

(*本支部からの報告は支部幹事・河音琢郎氏(立命館大学)が担当されます)

⑤会場からの発言

主催:治安維持法・京都学連事件100周年事業実行委員会,日本科学者会議京都支部

6. 2026年JSA京都支部新年会 (ZOOMと対面のハイブリッド)

日時: 2026年1月10日(土)15:00～18:00

場所: JSA京都支部事務所

<https://us06web.zoom.us/j/81964948478?pwd=oCbIMHmB32Kvpt8AAlylGsYP5PcSCe.1>

ミーティング ID: 819 6494 8478

パスコード: 948247

◆◆◆ 支部幹事会だより ◆◆◆

1. 会員の現況 (11月1日現在)

一般会員 :	144
特別会費会員 :	4
家族割り特別会費会員 :	2
若手会員 :	13
【会員合計】	163人
読者 :	3人

※ 前納の会員8人（すべて一般）を含む。

2. 会費納入状況 (11月1日現在)

一般 96/144 特別 1/4 家族 1/2 若手 4/13

3. 2025年10月決算

2025年度累計	2025年10月決算
収入累計 1,440,196円	10月収入合計 45,349円
支出累計 1,221,646円	10月支出合計 135,610円
収支累計 218,550円	10月分収支 △ 90,261円
前年度繰越金 173,345円	前月繰越金 482,156円
10月末残高 391,895円	10月末残高 391,895円

支部からの各種案内を受け取るメールアドレスの登録・変更がある場合は、下記サイトからお願ひいたします。支部へのご意見も賜ります。

<https://forms.gle/bzqTZCQm816CUtDY9>

